

第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定について

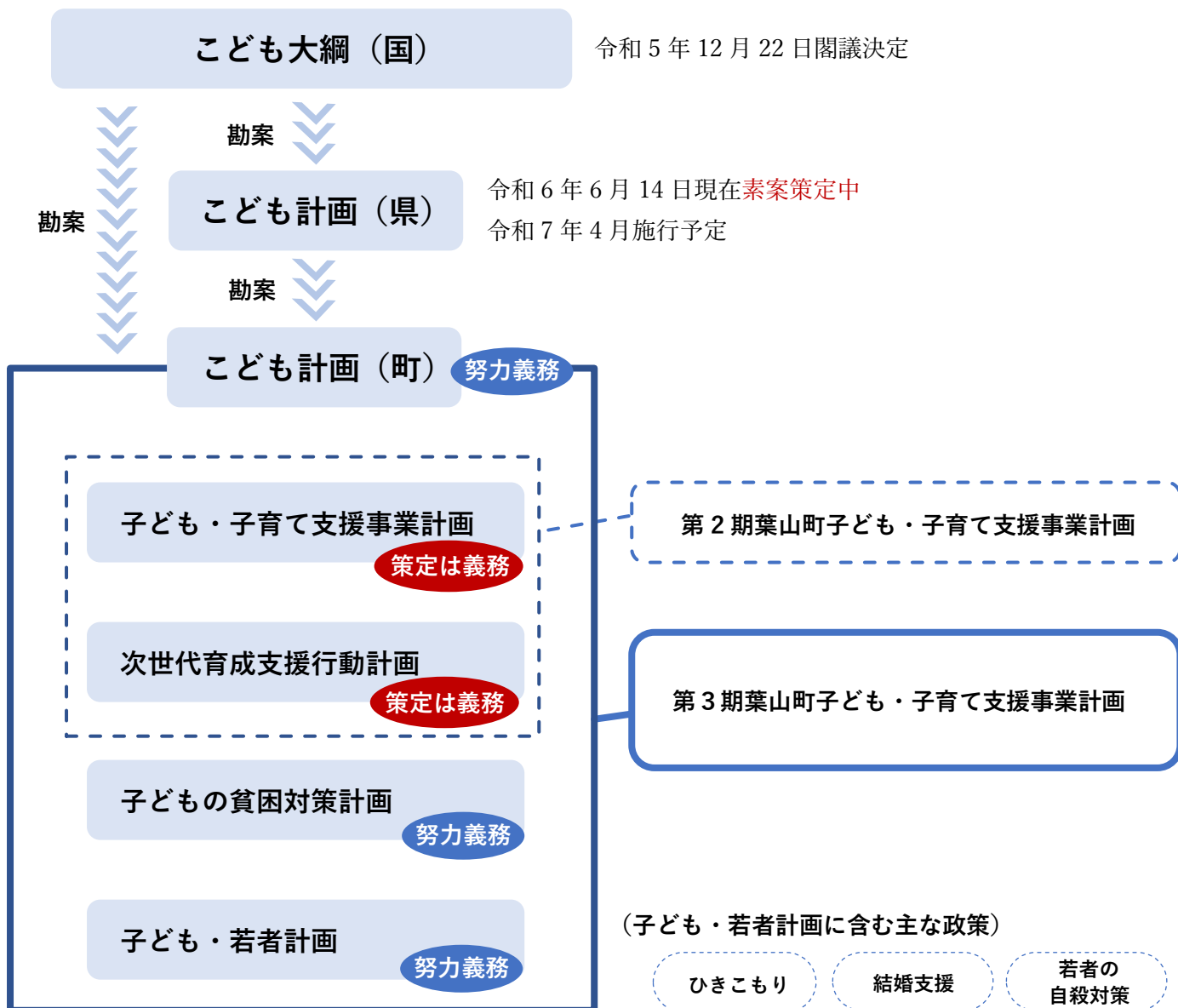
子ども・子育て支援法に規定される「子ども・子育て支援事業計画」の葉山町現行計画が令和 6 年度で終了します。このことから、第 3 期計画策定に向けて、教育・保育のニーズ調査、現状と課題の把握等を行い、必要な事業量の推計、目標量の設定等を行い、地域の特性を反映した実効性のある計画を策定します。（ニーズ調査令和 5 年度実施済）

●こども基本法（令和 5 年 4 月施行）

○国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努力義務。

○市町村こども計画は、既存の各法令に基づく「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「子どもの貧困対策計画」「子ども・若者計画」と一体のものとして作成することができる。

○こども施策の策定にあたっては、こどもの意見反映に係る措置を講ずることを義務付け。



●子ども育成課としての考え

第3期葉山町子ども・子育て支援事業計画では「子どもの貧困対策計画」「子ども・若者計画」までを一体とした「葉山町こども計画」としたい。しかし、以下の理由から「子ども・若者計画」については、策定までに十分な期間があるとは言えないため、策定時は基本的な項目を掲げ、令和7年度以降、県のこども計画を勘案し、引き続き他課や教育委員会との調整を行いながら、具体的な実効性のある内容に随時修正していく形としたい。

- 市町村こども計画を策定するにあたって勘案しなければならない国の大綱が令和5年12月、県のこども計画は現在素案策定中。
- こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン説明会の実施が令和6年6月5日。
- 自治体こども計画策定のためのガイドライン説明会の実施が令和6年6月14日。
- 子ども・若者計画については、このガイドラインに基づき、これから若者の意見聴取を実施しなければならない。
- 20代・30代の若者向けの政策となると子ども育成課だけで策定するのは難しく、福祉課や教育委員会との調整が必要。

●計画策定スケジュール

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
スケジュール	調査分析、量の見込み・確保方策の検討		量の見込み・確保方策の検討 計画骨子案の作成		計画原案の作成 こども若者意見聴取	
会議での審議事項		6年度第1回 調査実施報告 量の見込み・確保方策		第2回 量の見込み・確保方策 計画骨子案		

令和6年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月
スケジュール	計画原案の作成 こども若者意見聴取		パブリックコメント	結果反映	最終調整	計画策定
会議での審議事項	第3回 計画原案調整			第4回 パブコメ 結果報告	第5回 計画最終確認	